



共同募金の配分申請受付（地域配分）

安中市内の民間福祉事業を支援します。

「赤い羽根募金」でおなじみの共同募金。この共同募金の配分は、市民のみなさまの貴重な浄財が財源です。ここに記載の安中市分の配分を希望する場合は、下記申請期間内に、所定の申請書を安中市共同募金委員会へご提出ください。

①施設整備・備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な備品を購入する事業

【申請できるのは…】

- ① 社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人（原則として非営利型）、特定非営利活動法人、任意団体、その他本会が必要と認める団体
- ②活動拠点・活動エリアが安中市内のみ NPO 法人、任意団体等

【配分上限額】

施設整備：75万円（配分率75%以下）

備品整備：75万円（配分率75%以下）

※施設整備は法人のみ申請可とし、申請法人所有または長期貸借契約の民間物件に限る。

なお、広域的な配分を希望する場合は、安中市支会ではなく県共同募金会まで。

②事業経費配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業

- ・公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- ・福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- ・地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- ・地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

【申請できるのは…】

- ①社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人（原則として非営利型）、特定非営利活動法人、任意団体、その他本会が必要と認める団体
- ②安中市内で活動する NPO 法人、任意団体

【配分上限額】

30万円

③運営費配分

福祉活動を目的として設立された団体の活動経費

【申請できるのは…】

活動拠点・活動エリアが安中市内のみ任意団体

【配分上限額】10万円

申請受付期間：

①施設整備・備品整備配分

②事業経費配分

令和5年6月15日～7月14日

③運営費配分

令和5年6月15日～7月28日

受付窓口：安中市共同募金委員会

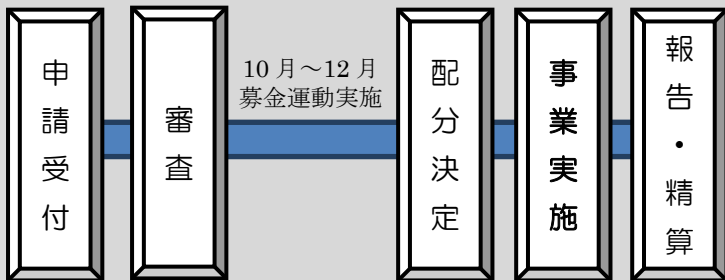
（安中市社会福祉協議会内）

※直接事務局に申請書類を提出してください。

（郵送による提出は不可）

申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です。）

6月15日～7月28日 8～9月 3月 翌4月 ～3月



安中市共同募金委員会で受付するのは
保育所・学童保育所・地域活動支援センター
安中市内のみで活動する NPO 法人・団体など
地域性の高いものです。

（それ以外は県共同募金会で受付します。）

行政からの委託事業や、
介護保険事業は対象外です。



この配分では、地域福祉活動計画に沿った事業など、安中市域内全体を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

お問い合わせ先：安中市共同募金委員会

安中本所 〒379-0116 安中市安中 3-19-27

TEL 027-382-8397

松井田支所 〒379-0292 安中市松井田町新堀 245 TEL 027-393-3948